災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書

（趣　旨）
第１条　この協定は、北海道地域防災計画に基づき、災害時における応急仮設住宅（以下「住宅」という。）の建設に関して、北海道（以下「甲」という。）が社団法人プレハブ建築協会（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。
（定　義）
第２条　この協定において「住宅」とは、災害救助法第２３条１項第１号に規定する応急仮設住宅をいう。
（所要の手続）
第３条　甲は、住宅建設の要請に当たっては、建築場所、戸数、規模、着工期日　その他必要な事項を文書で乙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等によることができる。この場合において、甲は、後に前記文書を速やかに乙に提出しなければならない。
（協　力）
第４条　乙は、前条の要請があったときは、乙の会員である住宅建設業者（以下「丙」という。）のあっせんを行う等可能な限り甲に協力するものとする。
（住宅建設）
第５条　乙のあっせんを受けた丙は、甲（甲が住宅建設業務を市町村長に委託した場合は、当該市町村長。次条において同じ。）の要請に基づき、住宅建設を行うものとする。
（費用の負担及び支払）
第６条　丙が前条の住宅建設に要した費用は、甲が負担するものとする。
２　甲は、丙の住宅建設終了後検査を行い、これを確認したときは、丙の要求により前項の費用を速やかに支払うものとする。
（連絡窓口）
第７条　この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては北海道住宅都市部住宅課、乙においては社団法人プレハブ建築協会担当部とする。
（報　告）
第８条　乙は、住宅建設について協力できる建設能力等の状況を毎年１回甲に報告するものとする。
　ただし、甲は、必要があると認めた場合は、乙に対し随時報告を求めることができる。
（会員名簿等の提供）
第９条　乙は、本協定に係る乙の業務担当部員名簿及び乙に加盟する会員の名簿を毎年１回甲に提供するものとし、部員及び会員に異動があった場合は、甲に報告するものとする。
（協　議）
第１０条　この協定に定めるもののほか、必要な事項については、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。
（適　用）
第１１条　この協定は、平成８年１１月１日から適用する。

この協定を証するため。本書２通作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保管する。

平成8年11月1日

甲　北海道
　　北海道知事　堀　達也

乙　東京都千代田区霞が関３丁目２番６号
　　東京倶楽部ビル
　　社団法人プレハブ建築協会　会長　辻　昇平

災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定書

北海道（以下「甲」という。）と社団法人北海道宅地建物取引業協会（以下「乙」という。）は、乙が、大規模な災害等から道民の生命、身体及び財産を守るため行う協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、北海道内において地震、風水害その他の大規模災害等、又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）に定める武力攻撃災害（緊急対処事態における災害を含む。）が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙に対して協力を要請する際に必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第２条　甲は、災害時において災害対策本部又は国民保護対策本部（緊急対処事態対策本部を含む。）（以下、「本部等」という。）を設置した場合、又は市町村から援助の要請があった場合等、乙の協力が必要であると認められるときは、乙に対し次の事項について協力を要請することができる。

（１）　乙の会員である宅地建物取引業者（以下「会員業者」という。）が被災者に民間賃貸住宅の媒介をするときの報酬額については、無償とするよう会員業者に協力を求めること。

（２）会員業者の媒介業務が円滑に行われるよう、必要な措置を講ずること。

（協力の要請等）

第３条　甲が、乙に対して前条各号に定める協力を要請するときは文書により行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭等で要請し、その後、速やかに文書を送付するものとする。

２　甲は、乙に対して要請した協力の必要がなくなったときは、速やかに文書により乙に通知するものとする。

３　乙は、甲の要請に可能な範囲で協力するものとする。

（協力のための準備）

第４条　甲及び乙は、災害時における連絡体制等について事前に定めるとともに、相手方に報告しておくものとする。

２　乙は、甲からの協力の要請に的確かつ迅速に応ずるため、毎年、会員数の把握に努めるものとする。

（経費の負担）

第５条　乙が協力を行うために要した経費については、乙の負担とする。

（協議）

第６条　この協定に定めのない事項又は協定内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第７条　この協定の有効期間は、協定を締結した日から１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了日の１ヵ月前までに、甲乙いずれからも文書をもって協定の終了を通知しないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して１年間この協定は延長されたものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名（押印）の上、各自その１通を保有する。

平成２３年５月２日

甲　北海道
　　北海道知事　高橋　はるみ

乙　社団法人北海道宅地建物取引業協会
　　会　　長　　豊　田　恒　了

災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定

北海道（以下「甲」という。）と社団法人全国賃貸住宅経営協会（以下「乙」という。）は、北海道内における地震、風水害その他の大規模災害、又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成１６年法律第１１２号）に定める武力攻撃災害（緊急対処事態における災害を含む。）が発生し、又は発生のおそれがある場合並びに都道府県等相互の応援措置を行う場合（以下「災害時等」という。）に必要な民間賃貸住宅の提供に関して、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第１条　甲は、災害時等に応急仮設住宅等の設置が必要となった際に、乙に対し、利用可能な民間賃貸住宅に関する情報提供及び情報提供された民間賃貸住宅への被災者の入居に対する協力又は被災者の入居が可能な住宅の情報の公開を要請できるものとする。

（協力）

第２条　乙は、甲から前条に基づく要請があった場合、甲に対し、可能な範囲内で、乙の有する民間賃貸住宅に関する情報を提供するとともに、甲が、その情報を基に要請する被災者の入居に対して協力するものとする。

（協議）

第３条　この協定の実施に関し必要な事項等については、甲乙協議して定めるものとする。

（効力）

第４条　この協定の有効期間は平成２５年３月末日までとし、有効期間満了までに甲乙双方又はいずれか一方から解約等の意思表示がないときは１年間更新されるものとし、以降同様とする。

この協定の締結を証するため本書２通を作成し、甲乙記名（押印）の上、各１通を保有するものとする。

平成２４年３月２７日

甲　北海道

北海道知事　高　橋　はるみ

東京都中央区八重洲二丁目１番５号

乙　社団法人　全国賃貸住宅経営協会

会　　長　川　口　雄一郎

災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定書

北海道（以下「甲」という。）及び独立行政法人住宅金融支援機構（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の災害時における被災した道民の住宅の早期復興を支援するために、北海道地域防災計画に基づき甲が実施する施策への乙の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（情報の交換）

第１条　甲及び乙は、この協定に基づき、被災した道民の住宅の早期復興への支援が円滑に行われるように次の情報を適時適確に交換する。

一　住宅に関連する防災、被災した住宅の再建等に関する施策及び融資制度

二　被害状況、被災した道民から寄せられた住宅の復興等に関する要望

三　第７条に定める連絡窓口となる部署名並びに連絡責任者及び補助者の職名及び氏名

四　第７条に定める連絡窓口との連絡方法

五　その他住宅の早期復興への支援に関し必要な事項

（住宅相談窓口開設）

第２条　乙は、甲からの協力要請に応じて、「住宅相談窓口」を速やかに開設し、被災した道民からの住宅再建及び住宅ローンの返済に関する相談に対応し、道民の住宅の早期復興を支援するものとする。

２　甲は、前項の「住宅相談窓口」の開設及び運営に当たって、必要に応じ、場所の確保その他乙から要請を受けた事項について、乙に協力するものとする。

（職員の派遣）

第３条　乙は、前条の相談に対応するため、職員を派遣するものとする。

２　乙は、前条の相談への対応のほか、甲から道民の住宅の早期復興を支援するため特に要請を受けたときは、甲と協議の上、職員を派遣する。

（住宅ローン返済中の道民への支援）

第４条　乙は、乙の住宅ローンを返済中に被災した道民に対して、当該住宅ローンの支払の猶予や返済期間の延長等の措置を諸規定に従って講ずるものとする。

（周知）

第５条　乙は、乙の災害復興住宅融資の実施、第２条の「住宅相談窓口」の開設及び前条の措置について、被災した道民に対して積極的に周知するものとする。

２　甲は、被災地の市区町村の窓口等を通じて、前項の周知に協力するものとする。

（施策実施上の課題等の調整）

第６条　甲及び乙は、住宅に関連する防災、被災した住宅の再建等に関する甲の施策及び乙の災害関連業務の円滑な実施に資するため、甲がこれらの施策を実施するに当たり発生する乙の融資及び債権管理上の課題等への対応について、あらかじめ調整を行うものとする。

（連絡窓口）

第７条　甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口をそれぞれ設置するものとする。

（協議）

第８条　この協定に定めるもののほか、被災した道民の住宅の早期復興支援に当たり必要な事項については、その都度、甲及び乙が充分な協議の上、定めるものとする。

（適用）

第９条　この協定は、平成 **27** 年 **2** 月 **23** 日から適用する。

なお、北海道知事と住宅金融公庫北海道支店長との間で締結した平成１７年４月１日付け「災害発生時における災害復興住宅融資の確保等に関する基本協定書」は廃止する。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成 **27** 年 **2** 月 **23** 日

甲　北海道
　　北海道知事

乙　独立行政法人住宅金融支援機構
　　理事長

災害時における応急仮設木造住宅の建設に関する協定書

（趣　旨）
第１条　この協定は、北海道地域防災計画に基づき、災害時における応急仮設木造住宅の建設に関して、北海道（以下「甲」という。）が一般社団法人全国木造建設事業協会（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

（定　義）
第２条　この協定において、「住宅」とは、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）第４条第１項第１号に規定する応急仮設住宅であって木造のものをいう。

（所要の手続）
第３条　甲は、住宅建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日その他必要と認める事項を文書で乙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等によることができる。この場合において、甲は、後に前記文書を速やかに乙に提出しなければならない。

（協　力）
第４条　乙は、前条の要請を受けたときは、乙の会員のあっせんを行い、その他可能な限り甲（甲が住宅建設業務を市町村長に委任した場合は、当該市町村長。次条において同じ。）に協力するものとする。

（費用の負担）
第５条　住宅建設に要した費用は、甲が負担するものとする。

（連絡窓口）
第６条　この協定に係る業務に関する連絡窓口は、甲においては北海道建設部住宅局住宅課とし、乙においては一般社団法人全国木造建設事業協会建設部（以下「業務担当事務局」という。）とする。

（報　告）
第７条　乙は、住宅建設について協力できる建設能力等の状況を毎年１回甲に報告するものとする。ただし、甲は、必要があると認めた場合は、乙に対し随時報告を求めることができる。

（会員名簿等の提供）
第８条　乙は、本協定に係る業務担当事務局の名簿及び乙に加盟する会員の名簿を毎年１回甲に提供するものとし、当該名簿に記載された者に異動があった場合は、甲に報告するものとする。

（協　議）
第９条　この協定に定めるもののほか、必要な事項については、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

（適　用）
第１０条　この協定は、協定締結の日から適用する。

この協定の締結を証するため、この協定書を２通作成し、甲乙署名の上、各自その１通を保有する。

平成２９年１０月２０日

甲　北海道
　　北海道知事

乙　東京都中央区八丁堀 3-4-10
　　京橋北見ビル東館６階
　　一般社団法人　全国木造建設事業協会
　　代表者　理事長

災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定

（趣旨）

第１条　この協定は、北海道地域防災計画に基づき災害時における応急仮設住宅（以下「住宅」という。）の建設に関して、北海道（以下「甲」という。）が一般社団法人日本ムービングハウス協会（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において「住宅」とは、災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）第４条第１項第１号に規定する応急仮設住宅のうち、建設し供与するものをいう。

（要請の手続）

第３条　甲は、住宅建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって乙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等によることができる。この場合において、甲は後に文書を速やかに乙に提出しなければならない。

（協力）

第４条　乙は、前条の要請があったときは、乙の会員である住宅建設業者（以下「会員」という。）のあっせんその他について、可能な限り甲に協力するものとする。

（住宅建設）

第５条　乙のあっせんを受けた会員は、甲（甲が住宅建設業務を市町村長に委任した場合は、当該市町村長。次条において同じ。）の要請に基づき住宅建設を行うものとする。

（費用の負担及び支払い）

第６条　会員が前条の住宅建設に要した費用は、甲が負担するものとする。

２　甲は、会員の住宅建設終了後検査をし、これを確認した時は、会員の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

（連絡調整）

第７条　甲及び乙は、災害時等に即応するための連絡体制を相互に整える他、連絡体制表（様式第１号）を作成するものとする。

２　前項の連絡体制表に変更が生じた都度修正するものとする。（会員名簿の提供）

（報告）

第８条　乙は、住宅建設について、協力できる建設能力等の状況を毎年１回甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、甲は、乙に対し随時報告を求めることができる。

（会員名簿等の提供）

第９条　乙は、本協定に係る乙の業務担当部員名簿及び乙に加盟する会員の名簿を毎年１回甲に提供するものとし、部員及び会員に異動があった場合は、甲に報告するものとする。

（協議）

第 10 条　この協定に定めるもののほか、必要な事項については、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

（有効期限）

第 11 条　本協定の有効期間は、協定締結から１年とする。ただし、期間満了の 30 日前までに甲または乙からの解除の申し出がない場合は、さらに１年間延長されるものとし、以降も同様とする。

（適用）

第 12 条　この協定は、協定締結の日から適用する。

本協定を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ各１通を保有するものとする。

令和　4年　11月22日

甲　北海道
北海道知事　鈴木　直道

乙　一般社団法人 日本ムービングハウス協会
代表理事　佐々木

災害時における応急仮設木造住宅の建設に関する協定書

（趣　旨）

第１条　この協定は、北海道地域防災計画に基づき、災害時における応急仮設木造住宅（以下「住宅」という。）の建設に関して、北海道（以下「甲」という。）が一般社団法人日本木造住宅産業協会（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

（定　義）

第２条　この協定において「住宅」とは、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）第４条第１項第１号に規定する応急仮設住宅であって木造のものをいう。

（所要の手続き）

第３条　甲は、住宅建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日その他必要と認める事項を、文書で乙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は電話等によることができる。この場合において、甲は、後に前記文書を速やかに乙に提出しなければならない。

（協　力）

第４条　乙は、前条の要請を受けたときは、乙の会員である住宅建設業者（以下「会員」という。）のあっせんを行う等可能な限り甲に協力するものとする。

（住宅建設）

第５条　乙のあっせんを受けた会員は、甲（甲が住宅建設を市町村長に委任した場合は、当該市町村長。次条において同じ。）の要請に基づき、住宅建設等を行うものとする。

（費用の負担及び支払）

第６条　会員が前条の住宅建設に要した費用は、甲が負担するものとする。

２　甲は、会員の住宅建設終了後検査を行い、これを確認したときは、会員の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

（連絡窓口）

第７条　この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては北海道建設部住宅局住宅課とし、乙においては一般社団法人日本木造住宅産業協会北海道支部事務局（以下「業務担当事務局」という。）とする。

（報　告）

第８条　乙は、住宅建設について、協力できる建設能力等の状況を毎年１回甲に報告するものとする。ただし、甲は、必要があると認めた場合は、乙に対し随時報告を求めることができる。

（会員名簿等の提供）

第９条　乙は、本協定に係る業務担当事務局の名簿及び乙に加盟する会員の名簿を毎年１回甲に提供するものとし、当該名簿に記載された者に異動があった場合は、甲に報告するものとする。

（協　議）

第 10 条　この協定に定めるもののほか、必要な事項については、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

（適　用）

第 11 条　この協定書は、協定締結の日から適用する。

この協定を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和 6 年 3 月 22 日

甲　北海道
北海道知事　　鈴木　直道　　印

乙　東京都港区六本木 1-7-27
全特六本木ビル WEST 棟２階
一般社団法人　日本木造住宅産業協会
会長　　市川　　晃　　印